

令和 8 年度大台ヶ原自然再生に係る調査・検討業務 特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は「設計業務等共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書のことであり、本業務に適用する。この業務に当たっての一般事項は共通仕様書による。

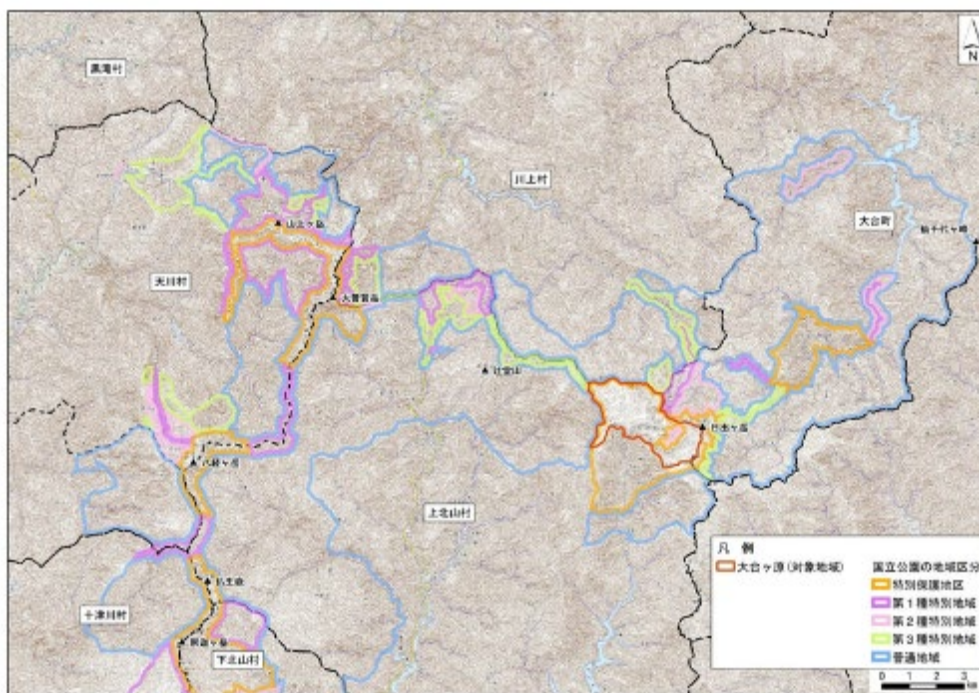
2. 業務の目的

吉野熊野国立公園大台ヶ原地区及びその周辺地域では、1960 年代以降、様々な要因により森林生態系が衰退し、現在でもニホンジカやミヤコザサ等の影響により、森林の天然更新の生育が阻害され、目標としている自然が回復していない。そのため、「大台ヶ原自然再生推進計画 2014 第 3 次」(以下「推進計画 2014 第 3 次」という。)及び「大台ヶ原ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第 5 期)」(以下「第 5 期シカ管理計画」という。)に基づき、大台ヶ原に現存する森林生態系を再生するための自然再生の取り組みを継続している。

本業務は、大台ヶ原の自然再生の過程における植生の保全・再生に呼応した動植物相や群集の回復と変化を継続的にモニタリング評価するとともに、ニホンジカの捕獲や森林更新の阻害の改善等の課題を調査・検討しようとするものである。

3. 業務対象地域

奈良県吉野郡上北山村小椋大台ヶ原(図 1)を中心とする地域



4. 業務履行期限

令和 9 年 3 月 26 日

図 1 業務位置図

5. 業務実施計画等の作成

請負者は、業務の実施に当たって調査職員(後日、近畿地方環境事務所より決定、通知する)

に業務計画書を提出すること。

6. 業務の内容

6.1 森林生態系の保全・再生に関する調査

6.1.1 植生タイプ別調査

平成16年度に設置した植生タイプ別防柵内では、ミヤコザサ、スズタケ、イトスゲなど下層植生の回復が見られ低木層の回復も期待されており、柵の効果や植生回復の経過を把握するための調査を行う。

(1) 毎木調査

各植生タイプ（7タイプ）の柵内外の対照区（1地点あたり30m×30m、計14地点、表1、図2参照）に生育する樹高1.3m以上の樹木について個体識別を行い、樹種、樹高、胸高直径、生存の有無、萌芽状況、活力度（A～D：4段階）、剥皮度（0～5：6段階）を調査する。

表1 植生タイプ区分と対照区数

植生タイプ区分	対照区数
I ミヤコザサ型植生	既設柵内：1 柵内：1 柵外：1
II トウヒーマヤコザサ型植生	柵内：1 柵外：1
III トウヒークケ疎型植生	柵内：1 柵外：1
IV トウヒークケ密型植生	柵内：1
V ブナーミヤコザサ型植生	柵内：1 柵外：1
VI ブナースズタケ密型植生	柵内：1 柵外：1
VII ブナースズタケ疎型植生	柵内：1 柵外：1
合計	14地点

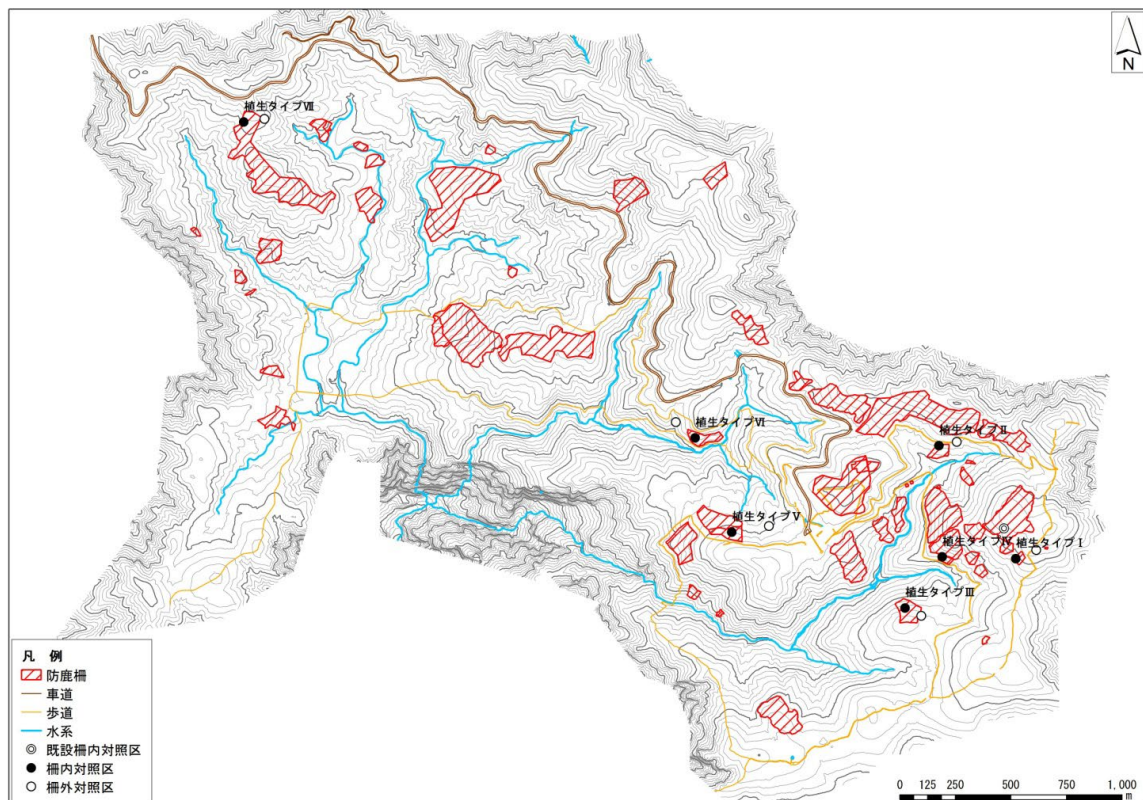
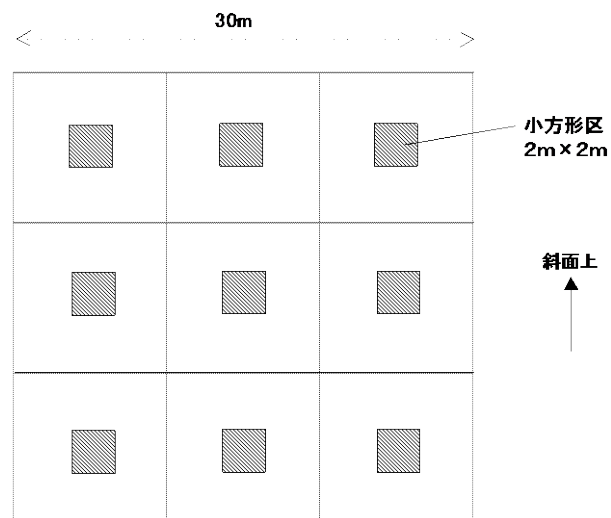


図2 植生タイプ別調査地点



参考：対照区内の小方形区の設置状況
 ※植生調査は 30m × 30m の方形区で実施する。
 ※ササ稈高調査は 2m × 2m の小方形区で実施する。

(2) 調査結果の分析・評価

調査結果を分析し、森林タイプ別の下層植生、階層構造の回復状況について評価を行う。

6.1.2 自生稚樹生育追跡調査のマーキング

平成14年に正木峠に設置した防鹿柵 No.5 内外の調査区 (10m × 100m、各2本。図3) およびササ刈り (坪刈り) 区 (図3) において、対象木のマーキング更新を行う。実施にあたっては、過去に本調査を実施していた下記専門家を同行させ、専門家に対し旅費法に基づく旅費に加え、謝金として14,600円を支払うこと。

専門家：木佐貫 博光 (三重大学大学院 教授、大台ヶ原自然再生推進委員)

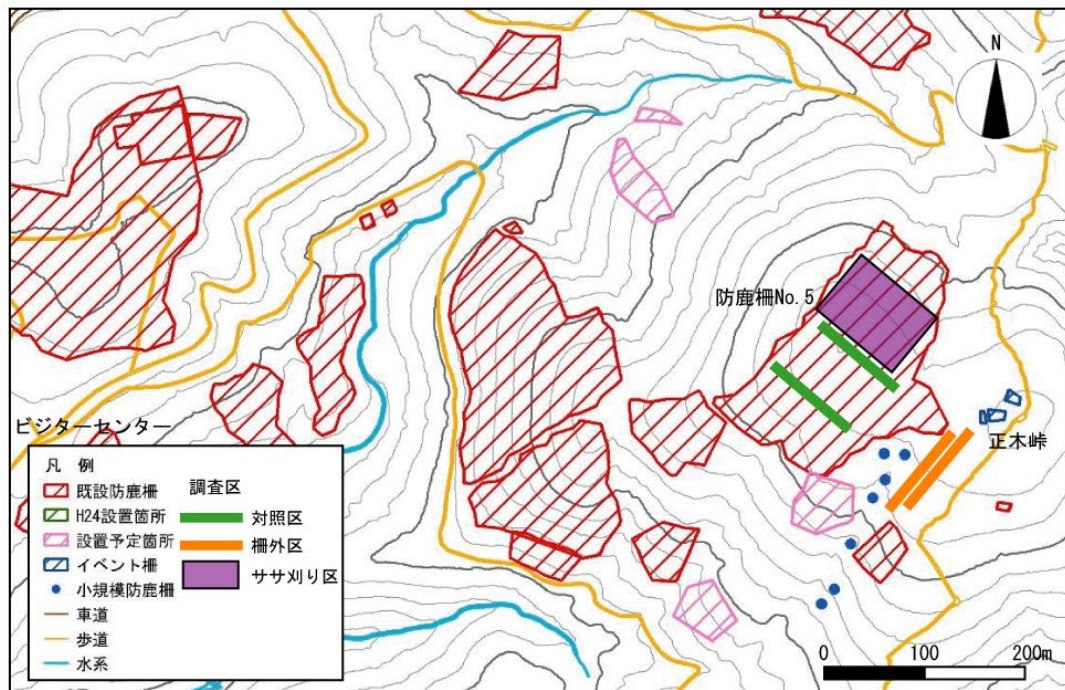


図3 自生稚樹生育追跡調査の調査区の位置

6.2 ニホンジカ個体群の管理に関する調査

6.2.1 糞粒法等によるニホンジカの生息状況調査

大台ヶ原及びその周辺におけるニホンジカの生息状況を把握するために、図4、図5、図6において、糞粒調査等を実施すること。

(1) 緊急対策地区

① ササ稈高調査

10月に1回、植生タイプ別の柵外対照区(30m×30m: I～III、V～VIIの6地点)内に設置してある9つの小方形区(2m×2m)において、生育するササの種類を確認するとともに、ササ類の種別の平均稈高、被度を計測する。また、ニホンジカの食痕の有無を確認する。計測したデータは、過年度データと合わせ取りまとめる。

② 糞粒調査

10月に1回、過年度に設定されている14地点において、各110箇所(総計で1,540箇所)のコードラート(1m×1m)を設定し、コードラート内のニホンジカの糞粒数を調査する。調査地点については、過年度の調査地点と同様の植生内で設定する。

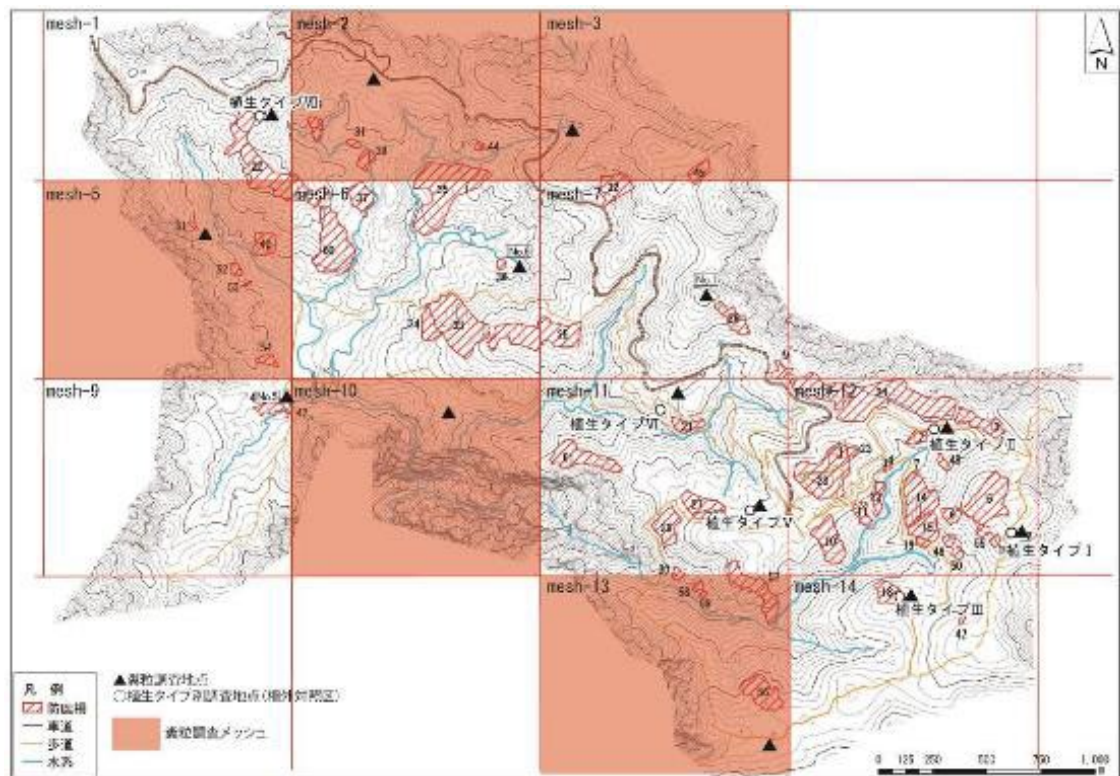


図4 調査地点図(緊急対策地区)

(2) 緊急対策地区隣接メッシュ

① ササ稈高調査

緊急対策地区におけるササ稈高調査と同一時期に、緊急対策地区隣接メッシュ11地点において、生育するササの種類を確認するとともに、各地点のササ類の種別の平均稈高(cm)を計測すること。また、ニホンジカの食痕の有無を確認する。計測したデータは、過年度データと合わせ取りまとめる。

② 糞粒調査

10月に1回、緊急対策地区に隣接するメッシュのうち過年度に調査を実施した11地点において、各110箇所(総計で1,210箇所)のコードラート(1m×1m)を設定し、コードラート内のニホンジカの糞粒数を調査する。

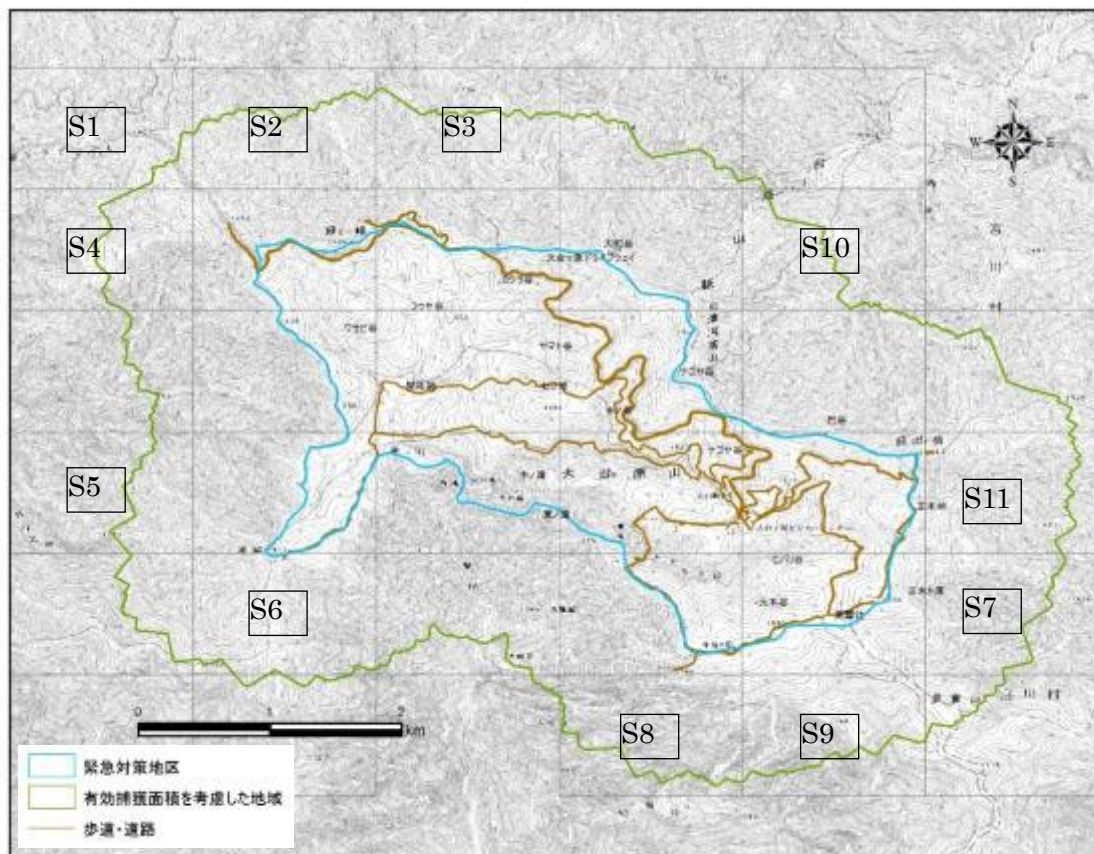


図5 調査地点図(緊急対策地区隣接メッシュ)

(3) 重点監視地区

① 下層植生調査

10月に1回、重点監視地区にある1地点(N7:図6)において、既設の5つの下層植生調査区(2m×2m)内の草本層の全体被度(%)と群落高(cm)及び種別被度(%)と最大高(cm)、ササ類の種別平均稈高(cm)、ニホンジカの食痕の有無を記録すること。計測したデータは、過年度データと合わせ取りまとめる。

② 糞粒調査

10月に1回、重点監視地区にある1地点(N7)において、110箇所のコドラート(1m×1m)を設定し、コドラート内のニホンジカの糞粒数を調査する。調査地点については、過年度の調査地点と同様の植生内で設定すること。

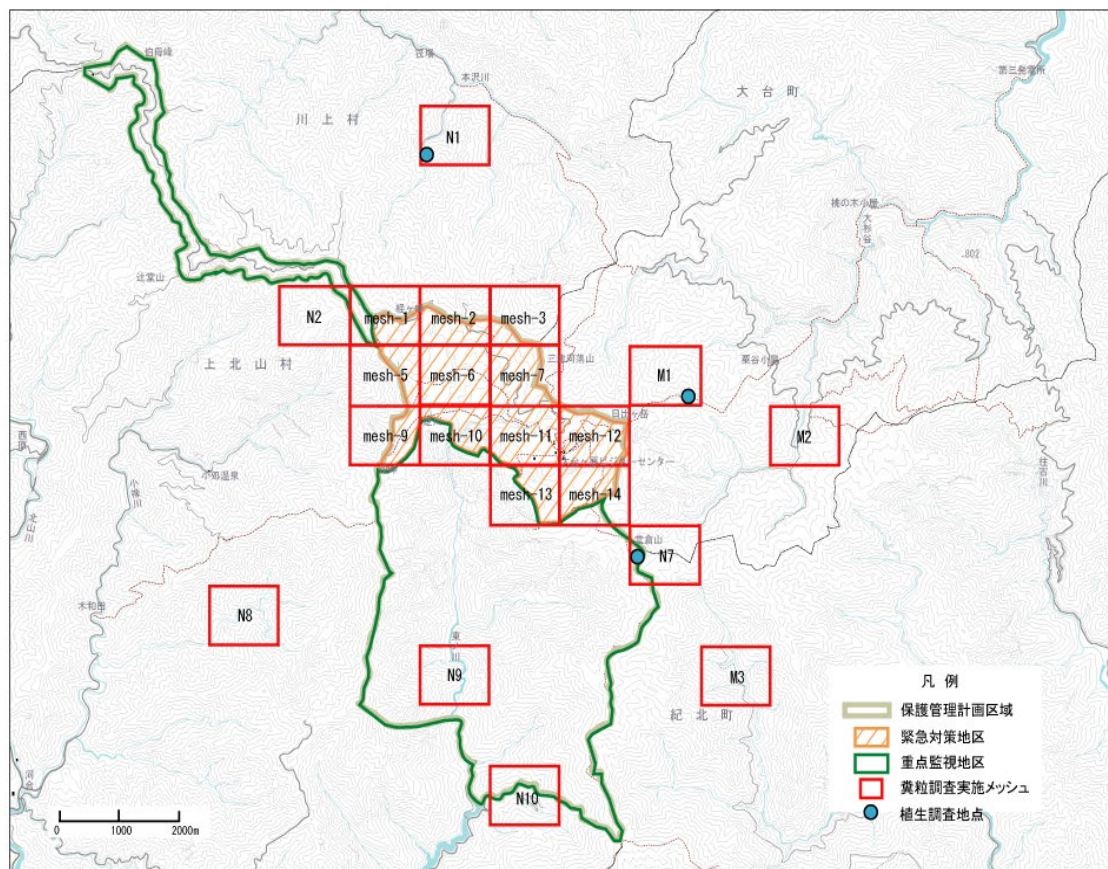


図6 調査地点図(重点監視地区)

(4) 調査結果の分析・評価

(1)～(3)で得られた糞粒調査結果をもとに10月のニホンジカの生息密度指標をメッシュ毎、エリア毎に推計する。また、過年度との比較を行う必要があることから、過年度の方法を参考に実施すること。

なお、推計した生息密度指標については、別途「令和8年度大台ヶ原ニホンジカ個体数調整手法開発調査業務」において推定生息数の算出に用いるため、推計後はすみやかにデータを調査職員に提供すること。

また、ササ稈高調査及び下層植生調査結果を基に、ニホンジカによる植生への影響について考察を行うこと。

6. 2. 2 カメラトラップ法によるニホンジカの生息状況調査

(1) カメラトラップ法による調査

1) 既設置の自動撮影カメラのデータ回収、点検等

既に大台ヶ原に設置されている自動撮影カメラ36台(1地点あたり1台、計36地点)について、業務開始時、9月及び12月頃の計3回程度点検を行い、記録メディア(SDカード、近畿地方環境事務所が貸与)と電池(本業務に含む。)の交換等を行う。また、点検時に自動撮影カメラの作動に異常を確認した場合には速やかに機体を交換(交換用の機体は近畿地方環境事務所が貸与する。)するとともに必要に応じて自動撮影カメラ設置位置の変更、調整を行う。カメラの設置位置図及びGIS(shp形式)データは近畿地方環境事務所が提供する。

なお、設置を変更した場合にはGIS(shp形式)データを修正すること。

(2) 調査結果の分析・評価

(1)で得られた撮影データをもとに以下の1)～3)の作業を行う。

1) 月別生息密度の把握

得られたデータのうちニホンジカについて、月ごとに区分し、REM法 (Rowcliffe *et al.*, 2008)に基づき月別生息密度を算出する。データの集計方法については、令和7年度に検討した改善した方法を参考に実施すること。

今後のカメラトラップ調査の活用方法について、令和7年度のWG等での議論を踏まえ、検討する。また、現在のカメラトラップ調査の目的や、本業務で検討される活用方法に対する調査方法(カメラの設置方法や集計方法、結果の示し方、精度向上に向けた取り組み等)について、改善できる点がある場合は、担当官と協議のうえ、改善に努めるものとする。

2) 地点別・月別撮影頻度指数の把握

地点別のニホンジカの撮影頻度を基に、地点別・月別のニホンジカの撮影頻度指数を算出する。撮影頻度指数の算出方法は、地点ごとに撮影頭数を稼働日数で除することで、月別1日あたりの撮影頭数を算出することとする。また、撮影頻度指数の面的な分布を把握するため、地点ごとの撮影頭数のデータを用いて、IDW (Inverse Distance Weighted 逆距離加重内挿)法により空間補間した図を作成すること。

さらに、地点別・月別のニホンジカのメスの撮影頻度指数について、IDW (Inverse Distance Weighted 逆距離加重内挿)法により空間補間した図を作成すること。メスの撮影頻度指数の高い地域は、「令和8年度大台ヶ原ニホンジカ個体数調整手法開発調査業務」で実施する捕獲計画案の作成に活用するため、作成した図のデータを調査職員に提供すること。

また、三重森林管理署実施の令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ生息状況等調査業務において、大台ヶ原地域も含めたカメラトラップ調査結果をIDW法により示すため、以下のデータを令和9年1月下旬までにExcelにとりまとめ、調査職員へ提出すること。

- ・データの対象期間: 令和7(2025)年11月から令和8(2026)年10月まで
- ・集計単位: 半月ごと、設置地点ごと
- ・提供データ: ニホンジカ撮影枚数、ニホンジカ撮影頭数、カメラ稼働日数

3) ニホンジカ以外の野生動物のデータ整理

ニホンジカ以外の哺乳類について、種別・地点別に撮影枚数を整理すること。なお、データの集計方法については、過年度との比較を行う必要があることから、令和7年度の方法を参考に実施すること。

6.2.3 ニホンジカの歯からの年齢調査

近畿地方環境事務所吉野管理官事務所に保管するニホンジカの歯を歯牙年齢査定(2歳以上の個体についてはセメント質年輪法を用いる)により分析し、ニホンジカの年齢について調査する。調査する歯は、令和5年度・6年度・7年度に捕獲したニホンジカ未分析のうち24頭分とする。

6.2.4 ニホンジカが植生に与える影響を把握するモニタリング調査

ニホンジカの個体数調整により、植生への影響が軽減されること、及び森林生態系の回復に関するニホンジカの適正な生息密度を把握することを目的として、下層植生への影響把握に関する調査を平成27年度、平成29年度、平成30年度、令和3年度に実施している。

この調査の中でニホンジカ利用度を把握するため、「コウヤ谷」及び「牛石ヶ原」の合計5地点

に設定された下層植生調査地(表 2、図 7)のうち防鹿柵外において、自動撮影カメラを 1 台ずつ、計 5 台設置している。これらの自動撮影カメラについて業務開始時、9 月及び 12 月頃の計 3 回程度点検を行い、記録メディア(SD カード)と電池(本業務に含む。)の交換等を行う。また、点検時に自動撮影カメラの動作に異常を確認した場合には速やかに機体を交換する。なお、交換にあたっては過年度のカメラにより撮影された写真を参照し、下層植生調査地のコードラートの四隅が入るようにすること。

カメラの設置位置図及び GIS データは近畿地方環境事務所が提供する。また、交換用の自動撮影カメラは近畿地方環境事務所が貸与する。

撮影したデータは、下層植生への影響把握に関する調査実施の年に分析を行うため、その際に以下の項目について結果を示せるよう、Excel に基礎データとして集計する。

- ①ニホンジカが確認された日時
- ②ニホンジカの延べ確認頭数
- ③確認されたニホンジカの性別・齢区分
- ④ニホンジカ以外の野生動物が撮影されていた場合は、日時・種別・地点別に撮影枚数を整理する。

データの集計方法については、過年度との比較を行う必要があることから、令和 7 年度の方法を参考に実施すること。

表 2 下層植生調査地点一覧

地域	地点名	備考
コウヤ谷	K-1	防鹿柵 No.37
	K-2	防鹿柵 No.38
	K-3	防鹿柵 No.39
	W5	小規模防鹿柵 W5-1、W5-2 を活用
牛石ヶ原	U-1	防鹿柵 No.58

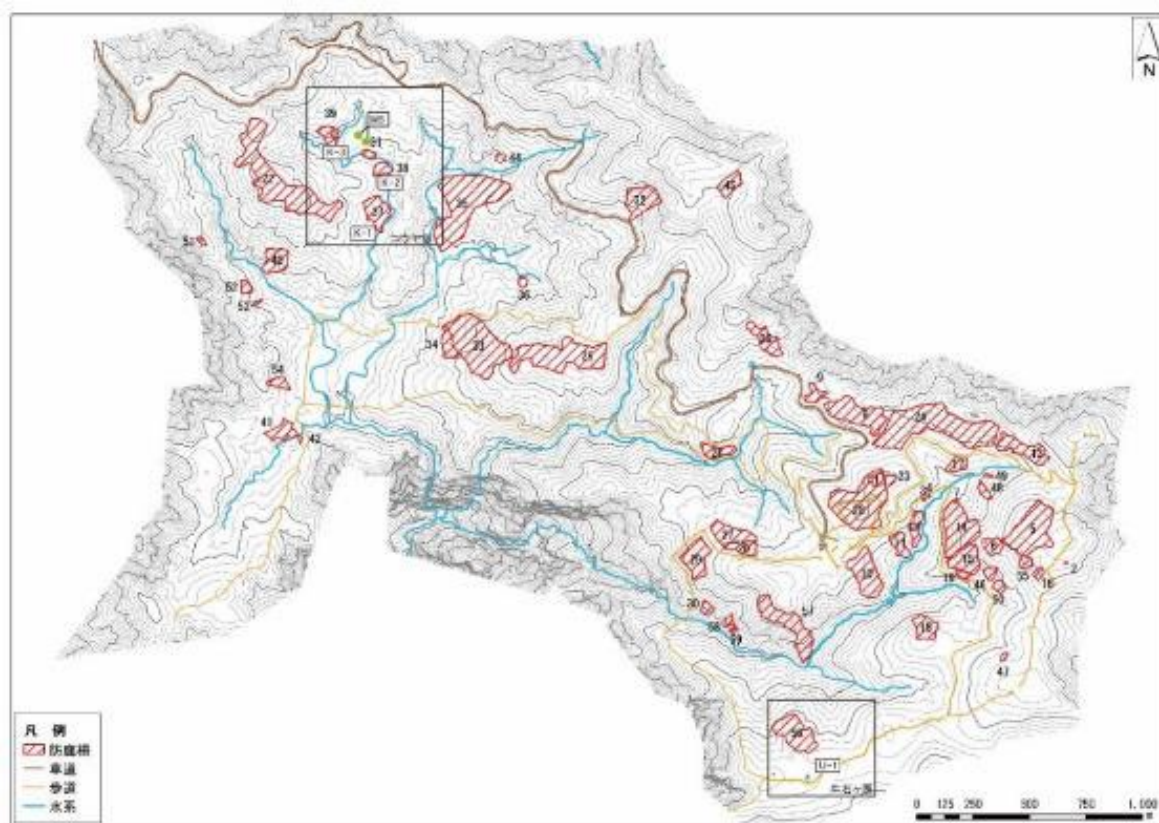


図7 下層植生調査地点

6. 3. 生物多様性の保全・再生調査 ガ類調査の分析・とりまとめ

「令和8年度大台ヶ原自然再生に係るガ類調査業務」(仮)において提出されるガ類調査結果(7地点で、日没から翌朝までのボックスライトトラップによって確認された種別個体数リスト、4回分)を用いて、過年度調査との比較等の分析及びとりまとめを行う。なお、調査内容の把握のため、大台ヶ原において実施される現地調査に期間中1回同行すること(1名、1泊2日を想定)。

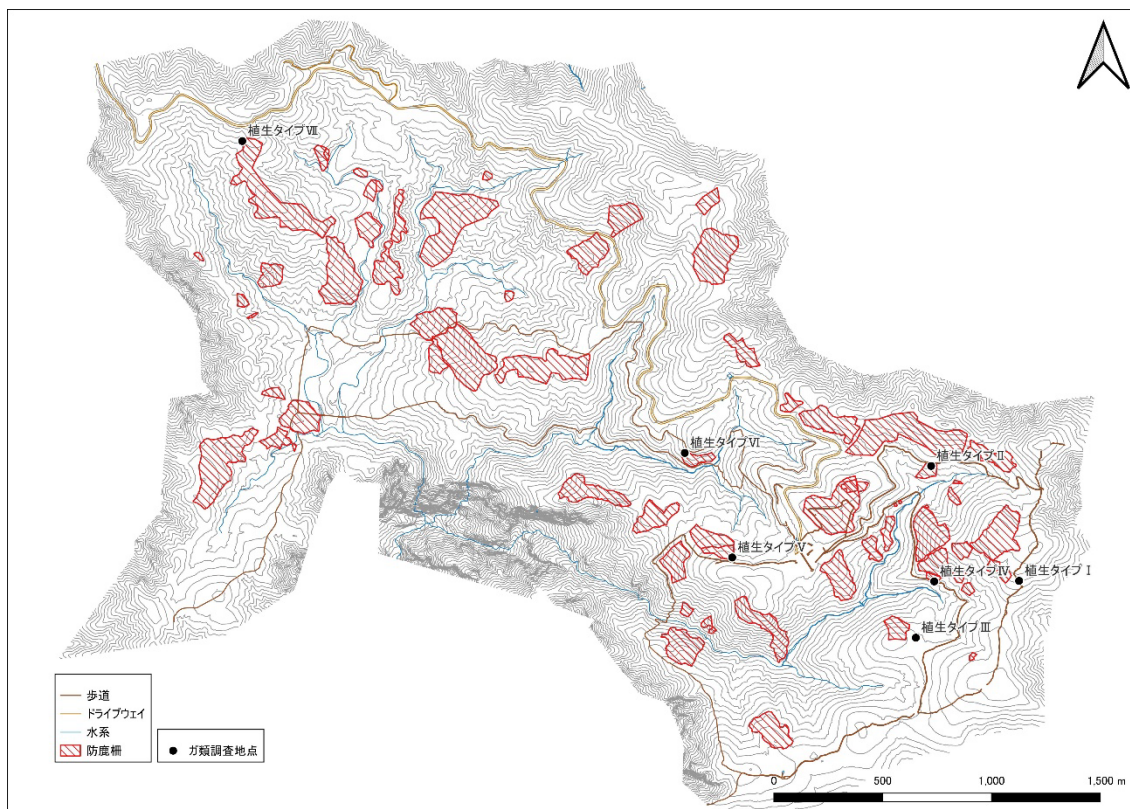


図 8 (参考) ガ類調査地点

6. 4 環境条件調査

(1) 気温調査

各植生タイプ柵内(7地点)(表 3)において、受注後速やかに、百葉箱内に設置済みの気温データロガーから測定データを回収する。気温データロガーについては、動作に異常がないことを確認し、調査職員の承諾の上、同地点に再設置する。気温センサーの故障が確認された場合は、調査職員と対応について協議する。また、閉山前に春期～秋期の測定データを回収するとともに、電池(寒冷地仕様、本業務に含む)の交換を行う。なお、気温データロガーの作動状況については、適宜確認すること。

また、回収した気温データについては、過年度との比較を行い、大台ヶ原の気温の変化についての考察をおこなう。

表 3 植生タイプ区分と対照区数

植生タイプ区分	対照区数
I ミヤコザサ型植生	既設柵内:1 柵内:1 柵外:1
II トウヒ-ミヤコザサ型植生	柵内:1 柵外:1
III トウヒ-コケ疎型植生	柵内:1 柵外:1
IV トウヒ-コケ密型植生	柵内:1
V ブナ-ミヤコザサ型植生	柵内:1 柵外:1
VI ブナ-スズタケ密型植生	柵内:1 柵外:1
VII ブナ-スズタケ疎型植生	柵内:1 柵外:1
合計	14地点

(2)雨量調査

三津河落山に国土交通省が設置している大台ヶ原山観測所の雨量データを引用し、過年度との結果の比較を行い大台ヶ原の雨量の変化についての考察をおこなう。

6.5 メッシュ調査

(1) ササ類被度調査

大台ヶ原の主要な下層植生であるササ類(ミヤコザサ、スズタケ)を把握する調査を、6月～8月に実施すること。調査は大台ヶ原全体を基準地域メッシュ(3次メッシュ)で区分し、各メッシュ内を更に100m×100mのメッシュに細区分し、細区分したメッシュごとにササ類(ミヤコザサ、スズタケ)の被度を+～5の6段階で評価すること。スズタケの生育地については、稈高、枯稈の有無、テングス病の有無についても記録すること。

(2) 地表生蘚苔類被度調査

地表生蘚苔類の分布状況を把握する調査を6月～8月に実施すること。調査は、6.4.3.(1)と同様のメッシュを用いて、メッシュごとにコケ類の被度を+～5の6段階で評価すること。

(3) 調査結果の分析・評価

(1)、(2)で得られたデータをもとに前回調査結果を踏まえた大台ヶ原全体の変化に関する評価を行うこと。

7. ワーキンググループ及び自然再生推進委員会の開催・運営

上記6.の業務を実施するにあたっては学識経験者等からの助言を受けることとし、そのために学識経験者等からなる「森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ」、「生物多様性ワーキンググループ」、及び「大台ヶ原自然再生推進委員会」を開催・運営する。

(1)ワーキンググループ、自然再生推進委員会の開催・運営

1)ワーキンググループの運営等

個別具体の検討課題について、学識経験者等から必要な助言を得るため、別紙委員一覧から構成されるワーキンググループを2回(森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ1回、合同ワーキンググループ1回)開催する(原則としてオンライン会議)。開催にあたっては、会議資料を作成すること(各回両面100ページを想定)。委員より追加検討を求められた際は調査職員に技術的・科学的な提案を行い対応について協議すること。また、ワーキンググループ開催の事前に学識経験者延べ5名程度に個別ヒアリング(原則としてオンライン)を実施すること。

なお、日程等は下記表4を参照する。

加えて、10月に調査実施結果の中間報告をメール等で行うため、事業実施状況、結果速報をまとめた資料を作成する(両面50ページを想定)。

2)大台ヶ原自然再生推進委員会の運営等

上記6.の業務内容にかかる評価や検証、次年度の実施計画の検討等のために、学識経験者等からなる大台ヶ原自然再生推進委員会(会場出席)を1回開催する。開催にあたっては、会場確保(檀原市内を想定、請負者が確保)を行い、会議資料を作成すること(両面100ページ20部を想定)。委員より追加検討を求められた際は調査職員に技術的・科学的な提案を行い対応について協議すること。また、推進委員会開催の事前に委員長(1名)に個別ヒアリング(オンライン)を実施すること。

なお、日程等は下記表4を参照する。

表4 令和8年度大台ヶ原自然再生推進委員会及びワーキンググループ開催計画(予定)

会合名・日時・会場
・森林生態系・ニホンジカ管理 WG 令和8年12月15日(火) 13:30～16:30 WEB 会議
・合同 WG(森林生態系・ニホンジカ管理 WG 及び 生物多様性 WG) 令和9年1月26日(火) 13:30～16:30 WEB 会議
・大台ヶ原自然再生推進委員会 令和9年3月2日(火) 13:30～16:30 橿原市内を想定

3) 議事概要の作成

議事概要は、調査職員の承諾を得て作成すること。

議事概要(案)については、会議終了後、速やかに電子ファイルにて調査職員に提出する。

(2) 旅費・謝金

本業務に係る委員及び調査職員と協議の上必要と判断された参加者(関係機関を除く)への旅費・謝金については、支払手続きを含めて業務に含むものとする。旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給し、会議の謝金については1回(1日)当たり14,200円(税込み)を支給するものとする。

8. 報告書等の作成

調査結果及びその分析・評価について、以下のとおり取りまとめる。

紙媒体 : くるみ製本 25部(A4版 200頁程度)及びファイル製本 1部(A4版 500頁度)

電子媒体: 報告書の電子データ及び業務によって得られた全てのデータ(GISデータも含む)を格納した CD-R 若しくは DVD-R 4式(ファイル製本に専用ケースで収納すること。)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所: 近畿地方環境事務所

9. 打合せ

原則として、業務着手時、各ワーキンググループ開催前(計2回)、自然再生推進委員会開催前(1回)、報告書等の作成時の5回程度調査職員と打合せを行う。

請負者は打合せの度に、打合せ結果をとりまとめた打合せ記録簿を作成し調査職員に提出すること。

10. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場

合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

12 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項について必要と認められた時は、調査職員と速やかに協議すること。

(別紙) 令和8年度大台ヶ原自然再生推進委員及び各ワーキンググループ担当委員

委員名	所属委員会、ワーキンググループ			
	大台ヶ原 自然再生 推進委員会	森林生態系・ ニホンジカ 管理 WG	生物多様 性 WG	持続可能な 利用 WG
木佐貫 博光 三重大学大学院 教授 (植物)	●	●	—	—
佐久間 大輔 大阪市立自然史博物館 学芸課長 (苔・菌類)	●	●	—	●
高田 研一 高田森林緑地研究所 所長 (森林再生)	●	●	—	—
高柳 敦 元京都大学大学院 (ニホンジカ管理)	●	●	—	—
真板 昭夫 未来政策研究所 顧問 (エコツーリズム)	—	—	—	●
松井 淳 奈良教育大学 特任教授 (植物)	●	●	●	—
村上 興正 元京都大学 (動物)	●	●	●	●
揉井 千代子 日本野鳥の会奈良支部 (鳥類)	●	—	●	—
八代田 千鶴 森林総合研究所関西支所 主任研究員 (ニホンジカ管理)	●	●	—	—
横田 岳人 龍谷大学 准教授 (植物)	●	●	●	●
吉見 精二 地域観光プロデュースセン ター 代表 (エコツーリズム)	—	—	—	●

(敬称略・50音順)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 213 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 214 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1)Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2)使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章;Microsoft 社 Word(ファイル形式は「Office2021」以降で作成したもの)
- ・計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel(ファイル形式は「Office2021」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料;Microsoft 社 PowerPoint(ファイル形式は「Office2021」以降で作成したもの)
- ・画像;BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5)文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。